

ポストコロナ時代における早期経営改善計画の重要性

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響で多くの中小企業者等が、売上の減少や借入の増大に直面している中、ウクライナ情勢等もあり、より厳しい経営環境となることが予想されます。

そこで、中小企業において資金繰りの悪化等が生じ経営に支障が生じることを予防するために、平時から資金繰りの安定をはかりつつ、収益力の改善に取り組むことが求められ、令和4年4月1日より、「ポストコロナ持続的発展計画事業」の制度が見直されました。（※中小企業庁ホームページから一部抜粋（令和4年4月1日））

本事業は、資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などの基本的な経営改善に取り組む中小企業者等が、国が認定した税理士などの専門家の支援を受けて資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった内容の経営改善計画を策定する際、その費用の2/3を補助することで、中小企業者等の早期の経営改善を促すものです。

ポストコロナ事業は、収益力改善フェーズにおける「認定支援機関による伴走支援の強化」に位置付けられ、更なる活用を促すよう以下の支援を中心に制度の見直しが行われました。

- ①認定支援機関による伴走支援の強化 → 収益力改善に向けた計画策定に加え、認定支援機関による計画実行状況のフォローアップや 助言等を強化
- ②協議会による収益力改善支援の強化 → ポストコロナを見据え、中小企業再生支援協議会において、コロナ禍で緊急的に実施している特 例リスケ支援を収益力改善支援にシフト

上記①、②を踏まえ具体的には以下の点が改定されたポイントになります。

① 2回目利用

過去にプレ405または405事業(経営改善計画策定支援事業)を利用した事業者でも、一定の要件に該当する場合、2022年度中の申請が1回に限り対象となります。

② 経営者保証解除枠の新設

経営者保証に依存しない融資の促進、経営者保証の解除に向けた早期経営改善計画を支援対象に追加されました。併せて、事業者が希望する場合には、事業者による金融機関との交渉時に活用する弁護士等の認定支援機関の支援費用も補助対象に追加されました。

③ 伴走支援の実施が必須

伴走支援を実施した際に、早期経営改善計画策定費用の一部を補助する運用へ変更されました。

④ 伴走支援に「期中」の追加

計画策定後から1年を経過した最初の決算時までの期間(期中)にもモニタリングを実施することで、伴走支援の強化を行うよう、伴走支援(期中)が補助対象に追加されました。

⑤ 経営改善計画策定支援における着眼点の公表

「企業の収益力改善」のため の損益改善（現状分析・アクションプラン）が重視され、
「経営改善計画策定支援における着眼点確認表」が公表されました。これにより経営改善における必要な着眼点を確認することが出来ます。

ポストコロナを見据えた中小企業の“収益力改善・事業再生・再チャレンジ”を税理士を含めた認定支援機関は応援しています。当該事業の積極的な活用をぜひご検討ください。